

平成 25 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 25 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 25 年 9 月 18 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 掘 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 福田 修 君、10 番 後城 一雄 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町民福祉課長 西坂 孝良 君

4 東彼杵町議会会議規則第 122 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

参考人 仲尾 勝利

5 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

6 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 陳情第 4 号 認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書

開 会（午前 9 時 00 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

会議を始める前にお知らせをいたします。

10 番議員の後城議員から通院治療のため、本日から 3 日間欠席の申し出がありました。許可をいたしておりますのでご了承ください。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

日程第 1 陳情第 4 号 認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書

○議長（森敏則君）

日程第 1、陳情第 4 号認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書を議題とし、9 月 11 日の議事を進めます。陳情者に陳情趣旨説明を求めます。

仲尾勝利君。

○参考人（仲尾勝利君）

おはようございます。今日は、お忙しい中にこういう機会をいただきまして有難うございます。私は長崎県子育て支援協会の会長をしております、仲尾といいます。佐世保の方で保育園をやっておる者です。

一昨年 1 月に長崎県認可外協会というのを立ち上げて、所謂認可外問題についてみんなで取り組もうということで始めた会ですけれども、おかげさまで平成 24 年度から県内の 52 施設の中で 22 施設が認証保育園ということで補助を受けるようになりましたので、その結果として県の議会でも認可外なんてやったらいけないということでしたので、名前を子育て支援協会と改めた次第です。そういうことで今日はこういう機会を頂きましたことを有難うございます。

実は、一昨年 1 月に会を設けたと言いましたけれども、一昨年の 3 月に県の議会の方に対して認可外保育所の補助金の充実ということで請願を出しました。請願の趣旨は基本的にはその当時認可 1 人 100 千円の補助金に対し、認可外は 1 人千円の補助金しかなかったんです。100 対 1 という事で、当然認可外だから当たり前だというように言われる訳ですけども、平成 13 年、14 年に東京の方で認可外で死亡事故等が相次ぎましたので、その結果、平成 17 年から行政から立ち入り調査が入るようになりました、55 項目に亘ってチェックを受けます。指摘を受けて結果的には改善しなければ、事業停止命令或いは解散命令を出すというような権限まで行政側が持っておるわけですから、そういった中で 100 対 1 というのはあまりではないかというような請願を出しまして、結果として長崎県議会に於いて自民党さん始め各党全体から賛同を頂きまして、その請願が通りましたので、同時に東彼杵町には出しませんでしたけれども、諫早市、大村市、佐世保市の 3 市には請願を出しまして、それも全部請願が通ったという結果がございましたので、1 昨年の 3 月がそ

ういう時期でございましたのでどうにかなるかなど。私共の請願の趣旨は、100 対 1 はあんまりだからできれば100分の10にしてくれないかというような請願の趣旨だった訳です。そういった中で中々進まなかったものですから、又改めて一昨年(2019年)の11月に議会の方に陳情を出しまして、とにかく促進して欲しいというお願いをした結果、一昨年(2019年)の12月8日、9日の文教厚生委員会の中で、本当にこの議論は日本国中の認可外の皆さんに聞かせたいと思うような次第でございますけれども、認可外が果しておる役割ですね。ですから私共の方は本来認可外は無い社会が理想だと考えております。だから、所謂行政が社会のニーズに間に合わせていない、応えていないと言うことが有るから認可外が有るわけですが、その行政の間を担っておる認可外に対する行政の姿勢というのは、あまりにも私共は要らない者扱いというようなことでございますので、もう今は消えましたけれども条文の中には認可外施設は劣悪な施設というような条文まで有った時代が有る訳ですが、そういう偏見を是非やめて欲しいというようなことで、議論が尽くされてその結果として、長崎県として出した案が平成23年度から待機児童解消プロジェクトというのを実施をしておりました。そのプロジェクトというのは待機児童を解消させる為に色々な施策が有った訳ですが、その中の1項目に基本的には認可外に対する偏見が有ったと、きちんと国が認めております。そういう中で認可外の中でも一定の条件を満たした所には、そういう待機児童の対象として救済をしようというような制度であったわけですが、それを県としては取り入れて救済をしたいということでございましたので、それが決まったのが一昨年(2019年)の12月のことです。ですから24年度から実施されるという見通しがあったわけですが、基本的には24年度から時期の早い遅いは別として4市3町、佐世保市、諫早市、大村市、壱岐市、時津町、長与町、東彼杵町が対象になりまして総数が22園です。他の市町村については現実問題として認可外がございませんので、基本的には認可外がある市町村については全部対象になったと考えております。

そうした中で、特に大村市と東彼杵町は年度当初から、この取り組みをして頂きまして非常に有り難い事だと思ったんですけども、1番最初に大村市、東彼杵町が4月の当初から取り入れて、その後をずっと追うような形で6月議会、9月の議会、最終的には長与町が決まったのは25年3月の議会で正式に決まりましたけども、それも4月に遡ってということでございますので、実在は無かった訳ですが、そういった中で対象になりまして本当に私共は結果的には100分の10という請願だった訳ですが、計算から行けば大体100分の30というような数字的にはなっております。だから、そういうお金を100分の10で望んでおきながら100分の30戴いたんだから其れで良いじゃないかというようなことになってきますけども。

本日の陳情に書いておりますように、そうした有り難い補助金を戴くようになった訳ですが、そうした中で1つは広域保育の問題、この問題については実際居住住居を有しておる所と利用している保育園の市町が違った場合には、認可の場合はそれで協定がございまして、それぞれ居住している市町の方が負担をして同じような補助金を出すというようなことになっているわけですが、その事については私共も当初から分かっておりましたので、24年度この事業が実施される時から、最初から是非広域保育についても適用

して欲しいという願いをしてきましたけれども、中々其れが実現しない一番の根っこは長崎市だったんです。長崎市が先程言いました待機児童プロジェクトを全面的に未だ受け入れておりませんので、そうした中で昨年の実績として私共の資料に有ります様に広域保育の対象が65名、その中で長崎市が25名ということで1番数が多かったんですけれども、その分については今年度に入ってから3回ぐらい陳情に行きまして、どうにかなるといいう見通しが立ってきましたけれども、そうした中でやはり県としても所謂関連する市、町が足並みを揃えてこれに取り組むということでなければ、この事業は進まないということでしたので、そういったことで是非東彼杵町に於かれましても、実質は大村市の24年度の実績から言えば、大村市に居住する人が一人だけ東彼杵町を利用しておるといいうことが実態なんですけれども、これから先25年度、26年度に於いて、どういう形で発生するのか分かりませんので、是非、今現在では東彼杵町の人が大村市の認可外を利用しておる、或いは佐世保市の認可外を利用しておるといいう実態はございませんけれども、これから先2年間の間にどういいうことが起るかもわかりませんので、そういった中で足並みを揃えて、是非こいう子どもの問題については善処をして欲しいといいうのが、1番目の陳情の内容でございます。

2番目の障害児保育の問題については、資料に有りますように私共が認証保育施設に対して今まで障害児を受け入れたことがあるのかといいう質問をしました。23年度までに障害児を受け入れたことがあるかといいう問いに対し、約73%の園が受け入れたことがあると。そして24年度に障害児を受け入れて欲しいといいう相談その他が有ったかといいうことに対しては60%の園が相談があったと。只その結果として24年度にそれでは障害児を受け入れたかといいう園は15%しかなかった。ですから問題は、そういった60%から15%を差し引いた皆さんが、所謂これは基本的には殆どのところが、認可に行つてそして預かつて欲しいといいう話をしながら、認可で断られて結果として認可外に来たといいうのが殆どの実例なんです。だから、そういった人たちを私共は受け入れたいといいう気持ちはあります。認可外の役割といいうのは認可を必要とする人に、保育を必要とする人に保育を提供するといいうのが認可外の役割ですので、そこに障害児であれ、障害児じゃない人であれ、其れを受け入れるといいうような気持ちが有る訳ですけども、そいう気持ちが有るからこそ23年度までの間には73%の園が受け入れたことがあるよといいう結果があるわけです。其れが何で24年度は15%しかないのかといいうのは、実際問題としては補助金が無い。だから所謂どうしても障害児の受け入れについては、受け入れるための条件といいうのは厳しいものがあります。ですから私共としては受け入れたいけれども補助金が無い状況の中では受け入れられない。従つて私共の願いとしては是非、障害児に限つては認可、認可外に関わらず受け入れる補助金を出して欲しいといいうのが、2番目の請願ですけども、幸い県下ではここだけだと思ふんですけれども、東彼杵町だけがそういったことで平成22年度から障害児受け入れについても補助金が出ておりますので有り難い事だと、私共も長崎市、佐世保市等々に行つて、東彼杵町がこいうことで出しておるんだから、他の市、町が出せないことは無いと思ふ。ですから、是非取り組んで欲しいといいう願いをしてまいります。そいう点では本当に先駆けて取り組んでいただいて有り難いと考へております。

只、それでも2つ、3つ問題がございまして、1つは、認可で断る一番の口実が所謂就労証明というのが認可の場合は両親とも、或いは片親の場合は片親でも働いていなければならないというような条件があるわけです。認可に入る為には。只、障害児を持ちながら仕事に就くという事は、現実問題として基本的には中々困難です。ですからそういう皆さんは、働いていないわけですから、家で見てるから認可では預かれないよということなんですけれども、私共の要望としては障害児を持つ親の就労問題については認可、認可外に限らず是非、就労証明書は要らないと、保育に欠ける、欠けないという言葉があるわけですが、保育に欠けていなくても是非、受け入れられるようにしていただきたいと、そうすることによって、認可の方で受け入れる幅が広がっていきますし、私共の方もそうすることによって補助金を戴ければ幅が広がってくるわけですがやはり私共は所謂補助金を貰うだけが目的じゃなくて、あくまでも子どもの健やかな成長のためにどういう保育をするかということでございまして、是非先程言いましたように、保育に欠ける、欠けないの問題については、認可、認可外を問わないというような、障害児に限ってはそういう施策を講じていただきたいと思う次第です。

もう一点の問題は障害児の場合に、中々其れを発見する時期が、生まれた時から発見される場合よりも、1歳児半健診、3歳児健診等々で障害が発見される場合が多いわけです。そうした中で私共はそういったことがあると知らずに保育をしている実情が多々あります。従って私共としては、そういったできることなら、1歳児半健診、或いは3歳児健診等々で障害の兆候があるという事を認められて、それは当然行政がしにくる立場であるわけですから、そういったことをプライバシー等々の問題がありますから、軽々には言えないと思うんですけども、そこはお互いに知恵を出し合いながら、そういった情報を提供していただければ、私共は発見されたということは未だ軽微な障害であるわけですから、日々の保育の中で其れを改善していくという余地がございまして、只、其れを知らなければ、それが段々段々重度になっていくというようなことがございまして、滋賀県の大津市では、そういったことで全国で稀な例だそうなんですけれども、基本的には行政と保育園がタイアップしながら早期発見、早期治療ということで取り組んでおる例もございまして、私共としては、そういった折角行政の力で健診をしてその結果として情報を得ながら、その時に当然、所謂健診者にあなたは何処の保育園に行ってますかということまで聞いているわけですから、そこであったとするならば、正式な文書云々じゃなくても、こういったことで問題がありますよという事をちょっと耳打ちしていただくだけでも随分と違うというふうに考えておりますので、そこら付近もご協力いただきたい。

実際の例といえはいじめの問題がございまして、いじめの問題についても私共も承知をしない。子どもの身体を見ていて、これはこういった危険があるなということを知ることあるんですけども、実際問題としては近所の方から行政の方に何とかさんちの何とかさんはいつもどうですよこうですよという通報が行きます。この通報が行ったことに対しては私共に相談に来られてこういうことをされてみて、そういったことが何か感じられませんかというような問い合わせがあることも多々ございまして、其れと同じようにお互いに知恵を出しさえすれば、プライバシーの問題は乗り越えて、1歳児半健診、3

歳児健診で発見されたことについては、対処ができると考えておりますので、先程言いましたように東彼杵町の場合には補助金の問題は一応解決しております。

只、補助金の問題も解決しておるといっても、もう一点言わせていただければ、中々親が認めたがらないということもあるわけです。自分の子どもに障害があるということを認めたがらない、認めたがらないということは医者診断を求めないということもございませぬので、医者診断書が無ければ補助金の対象にはならないというようなこともございませぬので、その辺は地元の発達センター等々で、そういった傾向が見られた時には対象にするとかいうような柔軟な姿勢を見せていかないことには、やはり私共としても自分が親であったとするならば、自分の子どもが障害があると認めたくないという心情はよくよく分かります。只その結果として其れが段々軽度から中度、中度から重度になっていくというようなこともございませぬので、補助金を頂きたいということも山々ですけれども、そういった障害児の受け入れについて、今現在の施策の中で私共が先程言いましたようなことを是非是非考えていただいて、もう少し前向きなご検討をいただければというのが私の心情の趣旨でございませぬ。

後、質問、不足の点については質問の中でお受けしたいと思っておりますので、よろしく願ひします。

○議長（森敏則君）

それでは、これから参考人に対する質疑を行ないませぬ。質疑がある方はどうぞ。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

私も素人でよく分からないのでお尋ねします。

陳情項目の1、広域入所の件でございませぬけれども、この文章の中に広域入所の適用を受けられれば支出超過は解消されることになりませぬという文言が有りますけれども、仮に広域入所が実現したとします。そうした場合に、例えば東彼杵町が大村市の保育所に預かっていただくとして。そうする時の其れに対する補助金は、東彼杵町が持つのか、或いは受け入れる側が持つのか、その辺はご存知ですか。

○議長（森敏則君）

はい、参考人。

○参考人（仲尾勝利君）

今の場合に私共がお願いしているのは、住居を持つ市町村で負担をしてもらおうということですので、東彼杵町の方が大村市、或いは佐世保市に預ける場合は東彼杵町で負担をして欲しいと、逆に大村市の方が東彼杵町に来ておりますので、今の時点では東彼杵町の負担はございませぬけれども、これが、これから先に発生するだろうということをお願いしております。

それから、もう一点ですが、先程言ひ忘れませぬけれども、今後の待機児童解消プロジェクトというのは、金額が0歳児であれば72千円、1歳児、2歳児は39千円、4歳児であれば15千円、5歳児は12千円と金額は決められております。それは補助の上限なんです。基本はそういった子どもが1人おれば、それだけお金をやるよということではなくて、そ

これは補助金の上限であって実際に補助金として出される額は、保育所に収入として保育料が入ってきます。実際にそれを運営される為には色んな経費が掛かってきます。経費から補助金を差し引いて当然赤字が出た場合に赤字の分だけ補助金を出しますよと、その上限が先程言った年齢による補助金の額ですよということになってくるわけです。赤字が出なければ補助金を出しませんよというのが、今度の制度の一番の問題点なんですけれども。

そこで何が起きて来るかと言いますと、皆さんのお手元の資料に長与町のひかり保育園の例が参考として載せてますが、ひかり保育園の場合には、約 30 名の利用者がいます。その中で 10 名が時津町、或いは長崎市からの利用者です。そうしますと長与町からは 30 人中 20 名分の補助金しか出ません。そして今現在、広域保育が適用されていませんので、後の 10 名は出ないんです。それは、当たり前なんです、そこで何が起きて来るかと言いますと、実際に掛かった経費が 10,000 千円であったとするならば、10 人分、3 分の 1 が経費から差し引かれるわけですね。だから 10,000 千円掛かってても、他市町からの利用者が有ればその分が経費から差し引かれますので、実際 10,000 千円経費が掛かったとしても、7,000 千円の経費しか認められない。そうなってくれば、赤字の幅が少なくなってきます。そうすることによって、実際 20 名分貰う補助金が、逆に赤字の幅が少なくなってくれば、その分減額されてきますので、例えば実際長与町から 20 名来ておっても、実際問題としては 15 名分、或いは 18 名分しか貰えないというような結果になってきますので、そういうことまで踏まえて、この制度はあくまでも子ども 1 人当たりに対して、これだけの補助金を上げますよと言うことではなくて、それが上限であってその上限の中で支出から収入を差し引き赤字を補填しますよというのが今回の制度の一番のところでございますので、その事によって、今言いました広域保育が適用されなければそういった問題がでできますよということでございます。以上です。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

参考人をお願いしたいんですけど、お尋ねしたことだけを簡潔にお答えしていただけませんか。私が聞いた事以外の部分に関してかなり意見が出ておりましたので。私がお尋ねした趣旨というのは、例えば仮に東彼杵町の子どもさんを大村市が受け入れた場合、現状では東彼杵町が大村市に出してるんですね。ここら辺がはっきりしてないと、これからの行政に関してはかなり支出の不公平といいますか、そういう部分があるのではなかろうかと想像するわけです。例えばどういうことかと言いますと、郡部の勤労者若い人達というのは大概都市部といいますか佐世保市とか大村市だとか、こういったところに通勤されてる方々が実は結構いらっしゃるわけですよ。そうしますとその方々は、当然便宜上自分の勤務地の近くに預けたりとかすることも予想されると思うんですよ。勤務地の近くに保育所等があればですね。そういった場合にどっちが補助金を持つのかというのは重要な問題になると思うんですよ。だから現状で出した方が補助金を出すのだということであれば、郡部の町村にとっては逆に増える可能性がたぶん出てくるんじゃないかということが懸念されるわけですよ。ですからそこら辺についても、これからの当然課題でありまし

ようから、そこら辺をはっきりしていればということでお尋ねしたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（森敏則君）

参考人、仲尾君。

○参考人（仲尾勝利君）

この件については、認可の場合の広域保育があくまでも負担は住居の有する市町がするというようになっておりますので、私共としては東彼杵町の人が大村市に働きに行く、或いは佐世保市に働きに行くという場合には、その場合には東彼杵町の負担となるというふうに考えてます。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

陳情の趣旨が、東彼杵町の例を言いますと認可保育所には1人当たり約1,000千円の公的税金が使われておるわけです。それで認可外保育所についてはですね、たった25千円位しかないんですよ。私は以前から指摘をしてたんですけど、余りにも格差が大きいと、1人に1,000千円、認可外は25千円しか使っていないということで、そういう格差が余りにも酷かったものですから、これはもう東彼杵町に限らず全国的にもそうだったんでしょう。ですから、ここに書いてありますように平成24年度から認可外保育施設支援事業ということでですね、ある程度認可外保育園にも認可保育園と同等のある程度の補助金をやらなくちゃいけないということで、今ここに書いてありますように職員の待遇、又、施設の整備等に対しては補助金が出るようになったと。ところが、広域入所の方と障害児については認可保育園と同等の補助金が出ていないので、是非これを認めてくださいというのが趣旨ですか。

○議長（森敏則君）

参考人、仲尾君。

○参考人（仲尾勝利君）

その通りです。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そういうことで、この問題は先程仰ったように保育に欠ける欠けないという事を国が決めるということは私は大体おかしいと思ってるんですよ。それで、国と自治体、県で待機中の定義が違っていてもいい。具体的に言いますと、例えば育休の方の家庭の子供は国の解釈では待機児童では無いと言ってるんですけども、それは待機児童だと当然認めるべきだと言う所も有って、市によってはそれを認めている所も有ります。長崎での状況はどのようなになってますか。

○議長（森敏則君）

参考人、仲尾君。

○参考人（仲尾勝利君）

待機児童の考え方の問題は、色々有ると思うんです。只、今までは行政が都合が良い様に認可に行って断られる。断られてそのまま待っている人が待機児童なんです。断られたから仕方が無いから認可外に行ってしまうと、それは待機児童で無くなるわけです。だから待機児童の数の数え方がおかしいんじゃないかというのが、昨今の新聞等々でも言われております。只、現実問題として、この待機児童解消プロジェクトというのは、例えばの話 24 年度の場合には待機児童が 1 人、佐世保市の場合は 1 人居れば所謂佐世保市をその対象にしますよという制度ですので、逆に言えば国もそういった自分達の待機児童の数え方の矛盾をですね。1 人しか居なければ 1 人分だけ補助金を出せば良い訳ですけども、現実問題としては佐世保市の場合は、8 割が対象となって 2 百何十人分かの補助金が出るようになったわけですから、そういったことがございますので、国としてもやはりそこら辺の待機児童の数え方がおかしいということを自ら認めた結果が今回の制度だというふうに考えております。あくまでも先程言いましたように今現在の待機児童の数え方というのは、認可に相談に行って、認可が枠が無いということで断られた。そして、それをそのままじっと何処にも行かないで待っておる人が待機児童で、それでは困るからという事で認可外に言った場合には、待機児童から外すというのが今現在の数え方であります。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

すみません。先程お尋ねし忘れていて、この陳情書は県内の殆どの自治体にお出しなんですか。

○議長（森敏則君）

参考人、仲尾君。

○参考人（仲尾勝利君）

6 月 2 日だったと思うんですけれど、県議会の方にこの趣旨の陳情書を出しました。その中で文教厚生委員会の中で審議をしていただいて、只、それは、各党各派から全部賛同いただいたんですけれども、それだけでは駄目だと文教厚生委員会の中でもう少し県が行政的に主導権を持って各市町にそういったことを促進するような行動を起こしなさいと言うような事まで意見として出されましたので、その結果として、7 月、8 月に亘って関係する長崎市を含めて 5 市 3 町には県の局長、課長が其々出向いて広域保育の問題と障害児保育の問題については県だけではどうしようも駄目だから、市町と共同して取り組みたいということをお願いに行ったということでございます。それと同様に私共も其々地元の県議会議員さんを通じて一緒に 5 市 3 町については、其々議会の方をお願いに行ったというのが今回の行動でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

2 番議員に対しましては、質疑回数が超えておりますのでお控えいただきたいと思えます。

他に質疑が無ければ、これで質疑を終わります。

只今議題となっております陳情第4号は、総務厚生常任委員会に付託します。
本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

散 会（午前9時34分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成26年5月26日

議 長 森 敏則

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 滝川 初夫